

令和4年度(第2次募集)

宮城県ものづくり中核企業AI・IoT先進技術導入補助金

募集案内

宮城県では、地域経済を牽引していくものづくり中核企業の生産現場の生産性向上や省力化等に向けた取り組みを支援するため、有効な手段となる『AI・IoT等の先進技術導入』に要する経費を補助します。詳細については、応募要領をご確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問い合わせください。

【 補助金の概要 】

1 対象者

■補助金の交付対象となる事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次の(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)の要件のいずれかを満たす事業者

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有すること
- (2) 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点（工場等）を有すること
- (3) 地域未来牽引企業（経済産業大臣により選定されていること）
- (4) その他知事が認める者（直近3期の決算で平均して売上高が10億円以上であること）

2 対象事業

■補助金の交付対象となるのは、次の要件を全てを満たす事業

- (1) AI・IoT等の先進技術を活用した、生産現場の生産性向上、省力化等に向けた技術開発及び導入等であること
- (2) AI・IoT等を活用したシステム開発等を、宮城県内に事業所を有するIT関連企業（以下「県内IT関連企業」という。）又は県内IT関連企業以外のIT関連企業（以下「県外IT関連企業」という。）と連携し実施するものであること

【事業例】

- ◆AI・IoTを活用した製品等の品質不良分析、製品需要予測システムの構築・製造管理、ロボットシステムの構築 など

3 補助率・補助限度額

種類	補助率	※補助限度額
県内IT関連企業と連携し実施する場合	2/3	上限 1,000万円 下限 300万円
県外IT関連企業と連携し実施する場合	1/2	

※補助率が2/3の場合 事業実施（補助対象）は450万円以上の事業費が対象となります。

補助率が1/2の場合 事業実施（補助対象）は600万円以上の事業費が対象となります。

4 対象経費：裏面のとおり

||| 応募期間 ||| 随時受付、予算額に達し次第終了となります。

令和4年8月17日(水)から令和4年9月30日(金)まで

- ・応募期間内に要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。
- ・応募について詳細は、宮城県新産業振興課の下記ホームページ（要綱、応募要領等）をご確認ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/monodukuriaiot.html> (裏面あり)

■注意事項

- (1) 提出いただいた申請書類一式について、交付申請のあった事業から随時、審査会により内容等を審査し（県内 I T 関連企業と連携し実施する場合は審査において加点します。）、補助金の交付対象者を決定します。
- (2) 補助事業により実施した、A I ・ I o T 等のシステム開発及び導入状況等について、他の県内企業への普及促進等を図るため、補助事業者及び事業連携する I T 関連企業へ成果発表等を依頼する場合があります。
- (3) 対象となる補助事業について、国や都道府県、市町村等から補助金等の交付を受ける場合は、本補助金へ申請することはできません。

【対象経費】

経費区分	補助対象経費の内容
システム開発費	事業連携する I T 関連企業の A I ・ I o T 等のシステム開発等に要する経費 ・システム開発等に必要の人件費、機械装置費、外注費、技術指導受入費等の経費
機械装置費	A I ・ I o T 等の導入に必要な機械装置の購入、製作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む 注 1) 借用の場合は、補助対象期間内に契約した機械装置で、同期間内に発生する経費のみ対象とする 注 2) パソコンやタブレット等の情報関連機器は、A I ・ I o T 等のシステムと一体（専用）となって使用されるものに限り補助対象経費とする 注 3) ロボットは、A I ・ I o T と連携したものに限り補助対象経費とする
工具器具費	A I ・ I o T 等の導入に必要な工具器具の購入、製作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 注) 借用の場合は、補助対象期間内に契約した工具器具で、同期間内に発生する経費のみ対象とする
外注費	A I ・ I o T 等の導入に必要な機器製作等の外注に要する経費 ・センサー等のデバイス製作や機器調整等を外注する場合に要する経費
技術指導受入費	A I ・ I o T 等の導入に必要な技術指導の受入に要する経費 ・外部からの技術指導に要する経費
人件費	A I ・ I o T 等の導入に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 補助対象経費に占める人件費の割合は 1 / 2 を限度とする
その他の経費	A I ・ I o T 等の導入に当たって、特に必要と認められる経費

※補助対象外となる経費等については、応募要領をご確認いただくか、下記担当課までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞宮城県 経済商工観光部 新産業振興課
担当：高度電子機械産業振興班 TEL 022-211-2715 FAX 022-211-2729
E-mail : shinsank@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>